

(質問)

災害による県税の徴収猶予の制度について教えてください。

(回答)

徴収の猶予は、納税者等がその財産につき災害を受けたことによって一時に納税することができない場合等において、知事が納税者等に時間的余裕を与えるために、その者の申請に基づき、一定期間徴収を猶予するものです。

(手続き)

徴収猶予の申請をするときは、山梨県税条例施行規則に定める徴収猶予申請書にその理由を証明すべき書類を添付したうえで県税事務所長等に提出します。

県税事務所長等は、この申請に対し承認または不承認の決定をしたときはその旨を申請者に通知します。

(期間)

原則として一年以内です。ただし、納税者の責に帰することができないやむを得ない理由があつて、猶予期間内に猶予した金額を納付することができないと認められるときは、最初の猶予期間と合計して二年を限度とします。

(問い合わせ先)

連絡先	総合県税事務所、東部相談室、自動車税事務所、税務課
担当	
電話	総055-223-3605～3617 東0554-22-7830 自055-262-4662 税055-223-1386～1389
F A X	総055-226-4275 東0554-22-7804 自055-263-2421 税055-223-1390
E - m a i l	総kenzei-cb@pref.yamanashi 自jidosyazei@pref.yamanashi 税zeimu@pref.yamanashi
ホームページ	県税のホームページ <a href="http://www.pref.yamanashi.jp/zeimu/">http://www.pref.yamanashi.jp/zeimu/</a>